

春日部市条例第 37 号

春日部市立体育施設条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 9 月 18 日

春日部市長

石 谷 一 弘

春日部市立体育施設条例の一部を改正する条例

春日部市立体育施設条例（平成17年条例第190号）の一部を次のように改正する。

- (1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句又は太線で囲まれた部分をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句又は太線で囲まれた部分に改める。

改正後						改正前					
別表（第14条、第28条関係）						別表（第14条、第28条関係）					
3 その他の体育施設基本使用料						3 その他の体育施設基本使用料					
① 施設使用料						① 施設使用料					
名称	種別	区分	使用時間	使用単位	金額（円）	名称	種別	区分	使用時間	使用単位	金額（円）
春日部市営大沼運動公園グラウンド	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	春日部市営大沼運動公園グラウンド	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	陸上競技場兼サッカー場兼ラグビー場	全面	午前9時から午後5時まで	2時間	<u>2,800</u>		陸上競技場兼サッカー場兼ラグビー場	全面	午前9時から午後5時まで	2時間	<u>1,100</u>
		半面	午前9時から午後5時まで	2時間	1,400			半面	午前9時から午後5時まで	2時間	
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和9年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の使用から適用し、同日前の使用については、なお従前の例による。